

国際連合

A/HRC/27/47

総会

配布：一般

2014年6月30日

原文：英語

人権理事会

第二十七会期

議題3

すべての人権、

すなわち市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利

並びに発展の権利を含む人権の促進及び保護

恣意的拘禁作業部会報告書

裁判所において拘禁の合法性を争う権利に関する国内的、地域的、国際的法令及び
実務の集成

甲A83の1 1頁赤線部分

要旨

本報告書は、人権理事会決議20/16に基づき提出されたものであり、逮捕又は拘禁により身体の自由を奪われたすべての者が、その拘禁の合法性について裁判所が遅滞なく決定し、拘禁が合法でない場合にはその釈放を命ずるよう求めるために裁判所に手続を提起する権利に関する国内的、地域的、国際的な法令及び実務の概要を示すものである。

この点に関して、恣意的拘禁作業部会は、質問票を通じて、各国、関係する国連機関、政府間機関、条約機関（とりわけ自由権規約委員会）、その他の特別手続、国内人権機関、非政府組織その他の関係主体の見解を求めた。

本報告書は、関係主体から提出された情報を取りまとめたものであり、関連する国際的及び地域的法的枠組みに関する独立した検討の成果である。本作業は、身体の自由を奪われたすべての者が裁判所において拘禁の合法性を争う権利に関する救済及び手続についての基本原則及びガイドライン案を作成するに当たっての第一段階として実施された。

甲A83の1 3頁赤線部分

5. 本報告書は、関連する法的文書及び判例を網羅的に引用することを企図するものではなく、むしろ、国際実務において法として認められた一般慣行、国家による表明及び、身体を奪われたすべての者が拘禁の合法性を争う手続的権利に関する法的保障の普遍的受容を示すことを目的とする。

甲A83の1 4頁赤線部分

6. . . . 当該手続を裁判所に提起する権利は、条約法及び国際慣習法において確立されており、かつ強行規範 (jus cogens) を構成する

甲A83の1 8頁赤線部分

B. 裁判所において拘禁の合法性を争う権利の非逸脱性

21. 恣意的拘禁作業部会は、その審議第9号において、恣意的な自由の剥奪の禁止及び、自由を奪われたすべての者が拘禁の合法性を争うために裁判所に手続を提起する権利は、条約法及び国際慣習法の双方の下で非逸脱的であると述べた。

甲A83の1 19頁赤線部分

V. 結論

64. 本報告書は、当該手続的保障が、種々の国際文書、地域的法的枠組み及び多様な法体系を有する国家の国内法において発展してきたことを示している。適正手続保障の再確認及び明確化は、国際条約及び国内立法、条約機関及び特別手続の任務保持者 (mandate holders) を含む国際人権メカニズムの判例、並びに地域的人権メカニズム及び国内裁判所の判例に共通する特徴である。当該手続的保障は、自由の剥奪のあらゆる状況において身体的自由及び安全に対する権利を保護し、恣意的逮捕、拘禁若しくは追放、強制失踪、又は拷問その他の残虐な、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰の危険を防止するために必要な適正手続権の不可欠な構成要素であると理解されている。法的枠組みの検討はさらに、被拘禁者の基本的権利が侵害されたと判断された場合には、その違法は救済を要することを確認している。

65. 関連資料の広範な調査は、拘禁の合法性を争う権利及び不法が存在する場合の救済を受ける権利が、統一的な国際実行、国家実行及び国家の法的確信（*opinio juris*）によって支持されていることを示している。それは、対世的に適用される国際慣習法規範の存在のみならず、かかる規範が、条約法に関するウィーン条約第53条に従い、強行規範（*jus cogens*）に該当することをも示している。・・・ 人権理事会の要請に基づき作業部会が起草中の、自由を奪われたすべての者が裁判所において拘禁の合法性を争う権利に関する救済及び手続についての基本原則及びガイドラインは、かかる国際法上の義務の確保及びその履行の向上を図るための文書として意図されている。